

令和8年度 赤い羽根共同募金助成要項

1. 目的

この事業は、市民の皆さまから寄せられた募金を赤い羽根共同募金の趣旨に沿い、地域福祉の課題解決や、福祉のまちづくりを推進することを目的に活動する団体等に対して、助成することを目的とします。

2. 対象団体

鹿角市に拠点を有し、住民の福祉向上のため、概ね1年以上の活動実績のある福祉団体、NPO法人、ボランティア団体、地域福祉や福祉活動を行う非営利な民間団体とする。

3. 対象事業

- (1) 高齢者の地域生活を支えるための活動
- (2) 障がい者の就労と地域生活を支えるための活動
- (3) 子どもの生活と子育てを支援するための活動
- (4) 安心・安全なまちづくりを支援するための活動
- (5) ボランティア活動を育成・支援するための活動
- (6) その他、地域福祉の推進に成果が期待できる活動や、福祉課題を解決するための活動など

ただし、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とした事業、飲食代が主体となる事業、会員、構成員同士の親睦のみを目的としたもの、団体・グループ等の運営費は対象となりません。

4. 助成額

1団体につき5万円を上限とする。

ただし、助成額は審査会で決定するため、申請額と異なる場合がある。

5. 助成対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに行う事業。

(令和8年度内に行う事業)

6. 提出書類

- (1) 令和8年度「鹿角市共同募金委員会助成事業」申請書
- (2) 令和8年度「鹿角市共同募金委員会助成事業」計画書
- (3) 令和8年度「鹿角市共同募金委員会助成事業」収支予算書
- (4) 団体の参考資料（定款または会則、総会資料など）

7. 助成額の決定

申請内容は、秋田県共同募金会鹿角市共同募金委員会内に設置する「秋田県共同募金会鹿角市共同募金委員会配分委員会」（令和7年3月開催予定）において審査し、助成事業及び助成額を決定する。審査結果は、応募いただいた全ての団体に通知する。

8. 助成金の交付、事業実施報告及び決算報告

助成の決定を受けた団体（以下「助成先」）が助成を受けるときには、「鹿角市共同募金委員会助成金請求書」を速やかに提出する。事業完了後には、「鹿角市共同募金委員会助成金実績報告書」、「鹿角市共同募金委員会助成金決算書」に必要書類を添え、提出しなければならない。

（助成金の交付日は令和8年7月の予定）

9. 周知及び広報

- (1) 助成先は、当該事業が赤い羽根共同募金の助成金を受けて実施していることを広く周知しなければならない。
- (2) 申請内容・実施報告書の内容や写真等については、助成金交付決定後に助成団体の了解を得て赤い羽根共同募金会、及び本会のホームページ・広報誌等に掲載することができる。

10. 助成金の返還

助成金の使途について次に掲げる事項に該当するときは、助成決定を取消し助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 助成金を指定事業に使用しないもの
- (2) 指定事業の遂行が困難になったとき
- (3) 指定事業を中止したとき
- (4) 理由なく書類等の提出に応じないとき

11. その他

その他記載されていない事項については、配分委員会の承認を得て、秋田県共同募金会鹿角市共同募金委員会会長が定める。

12. 申請受付期間および提出先

《申請期間》

令和7年12月22日（月）から令和8年1月16日（金）

午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）

郵送の場合、令和8年1月16日（金）必着

《提出先》

〒018-5201

秋田県鹿角市花輪字下花輪86番地2

秋田県共同会鹿角市共同募金委員会（鹿角市社会福祉協議会内）

TEL：0186-23-2165